

東京都 都市再生分科会（第8回）議事要旨

1. 日時 平成28年1月25日（月）14:59～15:41

2. 場所 大田区役所本庁舎5階 庁議室

3. 出席

<国>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

<自治体>

前田 信弘 東京都副知事

山本 博之 東京都政策企画局国家戦略特区推進担当部長

佐々木 健 東京都都市整備局航空政策担当部長

松原 忠義 大田区長

遠藤 久 大田区副区長

幸田 昭一 大田区副区長

川野 正博 大田区区長政策室長

杉坂 克彦 大田区健康政策部長

玉川 一二 大田区空港まちづくり本部長

<民間議員>

八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

原 英史 株式会社政策工房代表取締役

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

4. 議題

(1) 国家戦略特区特定事業（旅館業法の特例）の実施に向けて

(2) その他（羽田空港跡地における都市計画など）

5. 説明資料

資料1 大田区・国家戦略特区特定事業（旅館業法の特例）の経緯

- 資料 2-1 大田区における「旅館業法の特例」の活用について
資料 2-2 大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（案）
資料 2-3 大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設系絵事業に関するガイドライン(案)
資料 3 管理規約と特区民泊について（国家戦略特区ワーキンググループ提出資料）
資料 4 都市計画法の特例を活用した羽田空港跡地第 1 ゾーンの整備について
参考資料 東京都都市再生分科会 出席者名簿
-

○藤原次長 それでは、定刻より早いのでございますけれども、皆様お集まりでございますので、ただいまより第 8 回「東京都都市再生分科会」を開催させていただきます。

出席者につきましては、時間の制約もございますので、お手元の参考資料の出席者名簿をもって御紹介にかえさせていただきます。

まず初めに、内閣府地方創生推進室長の佐々木より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐々木室長 皆様、こんにちは。第 8 回「東京都都市再生分科会」を開催するに当たり、大変御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

国家戦略特区につきましては、昨年 12 月に広島県と愛媛県今治市を全国で 10 番目となる区域として新たに決定したところでございます。また、千葉市や北九州市につきましても、新たな特区の対象とするということで、スピードを緩めることなく、岩盤規制改革を進めているところでございます。

本日の議題でございます旅館業法の特例につきましても、岩盤規制として実現困難とされてきたものでございましたけれども、昨年 10 月に大田区で全国初の認定をいたしました。以降、全国に先駆けて取り組みをするべく、スピード感を持って準備を進めていただいております。心より感謝申し上げる次第でございます。

この事業の成果を上げていくため、国と自治体が協力して課題を洗い出し、対応方針を共有することで、大田区の事例を全国のリーディングケースとしていきたいと思っております。

有識者の皆様を初め、本日は大変多くの関係者に御出席いただいておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、前田東京都副知事より御挨拶をお願いいたします。

○前田副知事 皆様、こんにちは。東京都副知事の前田でございます。

本日は、「国家戦略特区の旅館業法の特例の実施に向けて」が主たる議題になっております。大田区の区長並びに関係職員の皆様におかれましては、12 月の条例の制定から本日までの大変短い間に、規則・ガイドラインの作成といった準備を行っていただいたことに敬意を表したいと思います。

また、全国初めてとなります本特例の実施を成功させるべく、規則・ガイドラインの制定等に当たりまして、有識者の先生方及び内閣府の皆様にも多大な御指導を賜りまして、感謝申し上げます。

現在、違法な民泊サービスがマスコミなどに大きく取り上げられる中、この大田区において、滞在者、そして近隣住民の安全・安心の確保のもと、すぐれた先行事例を積み重ねていくということは、極めて重要だと思います。大田区の運用が全国的なリーディングケースとなりますことから、東京都といたしましても、引き続き、国、大田区と連携していきたいと考えておりますので、有識者の先生方、内閣府の皆様の御協力をぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、松原大田区長より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松原区長 大田区長の松原でございます。本日は大変お忙しいところ、大田区までお越しいただきまして、心より御礼を申し上げます。

昨年9月29日に本日と同じこの会場にて開催されました第7回「東京都都市再生分科会」におきまして、旅館業法の特例、羽田空港跡地の整備について御説明をさせていただきました。

この間、昨年10月に、大田区における旅館業法の特例の実施を定めた区域計画が内閣総理大臣の認定をいただき、12月には大田区議会で「大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」が成立をいたしました。御協力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。

この、いわゆる特区における民泊条例の成立から、およそ一月半の間、区議会及び区民の皆様から御意見をいただくとともに、内閣府の地方創生推進室を初め、東京都やその他関係機関のお力添えをいただき、このたび、条例に基づく規則と、事務手続の詳細を定めたガイドラインの案がまとまりましたので、後ほど御説明をさせていただきます。

なお、空港跡地の整備につきましても、この間の経過、進捗状況も含めて御説明させていただきます。

本日は、ワーキンググループの委員の皆様を初め、内閣府、東京都の皆様にも御説明をさせていただけることに厚く感謝をいたすとともに、今後とも御支援を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○藤原次長 松原区長、ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様、こちらで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○藤原次長 引き続きまして、議事に入らせていただきます。

次第をごらんいただきますと、本日の議題は2つでございます。議題の1つ目が国家戦略特区特定事業（旅館業法の特例）の実施に向けてということで、今、区長ほかからもお

話がございましたが、関係条例のもとにございます規則ないしガイドラインの審議をしていただくというのが1つでございます。

2つ目の議題がその他ということで、羽田空港跡地における都市計画などの中間報告となります。こちらは大田区から、最近の状況についての御説明がございます。

まず、議題（1）でございます。まず事務局から、資料1を御説明させていただければと思います。

こうして見ますと足かけ3年にわたる事業になっておりまして、この特定事業ができましたのが、2年以上前にもなります。平成25年12月13日でございますが、旅館業法の特例が、国家戦略特区法の初期メニューとして措置されたわけでございます。

その後、対象となる滞在日数の下限を7から10日の範囲で条例で定めることなどを政府・与党の中で合意いたしまして、こういったことを政令で規定いたしました。

平成26年4月から、この特例措置が実施をされたのですが、具体的な動きになってきたのが、今年の秋からでございます。

御紹介にございましたとおり、9月29日に前回第7回「東京都都市再生分科会」におきまして、大田区がこの規制改革項目を活用する事業を公表されました。その翌月でございますが、10月14日に第4回「東京圏区域会議」で事業（区域計画）を決定し、その1週間後、20日の第16回「国家戦略特区諮問会議」を経て、この大田区の事業を全国初のケースとして認定いたしました。

お話もございましたように、その後、大田区議会で12月7日に条例が可決されましたが、今年になりましてから、いよいよ事業開始間近ということで、本日この第8回「都市再生分科会」で関係規則ガイドラインを御審議いただき、決定に向けた議論をしていただくという経緯になってございます。

ここに書いていない参考となる動きを少しだけ御紹介しますと、大阪府・大阪市のほうで事業が動いておりまして、10月27日に大阪府議会で条例が可決されました。その後、12月11日、第7回「関西圏区域会議」でこの事業が合意をされ、12月15日には国家戦略特別区域諮問会議で大阪府の事業が認定されました。

また、つい先週、大阪市の事業も、市議会で、条例が可決されたということで、市も恐らく府の動きを追いかけていく方向で議論が進み始めております。

それから、政府内では、民泊の全国ルールの動きがいろいろ出てきております。私ども特区としましては、この特区の事業をきちんと実施した上で検証し、総理の御指示のとおり、それを踏まえた全国展開ということを考えていくこととなります。

御承知のとおり、厚労省、観光庁の民泊サービスのあり方に関する検討会では、いわゆる簡易宿所の枠組みを活用して、旅館業法の許可取得の促進をしていくという、議論が出たということでございます。更なるルール整備を含めて私どもも特区との関係をよく整理した上で、注視をしていきたいと思っております。

とりあえず、事務局からの御説明は以上でございます。本日の本題でございますが、資

料2-1から2-3につきまして、まずは松原大田区長より、御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○松原区長 それでは、座ったままで恐縮ですが、説明をさせていただきたいと思います。

「大田区における『旅館業法の特例』の活用について」と題しました資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、条例でございます。条例のポイントとして、1点目は、事業のための施設として使用される期間を、地域のホテルや旅館との役割分担、外国人の滞在期間等を総合的に考慮し、7日以上と定めた点でございます。

2点目は、区長は職員に、認定事業者の事務所または外国人滞在施設に立ち入り、または関係者に質問させる権限を与えている点でございます。

3点目は、事業者に対し、当該施設が特区における民泊事業に使用されるものであることを事前に近隣住民に適切に周知しなければならないという点でございます。

これらの事項を条例で定め、行政が関与することにより、滞行者、近隣住民双方にとっての安全・安心面での不安を解消することができるものと考えております。

続いて、3ページ目の規則のポイントでございますが、規則は、条例に基づき、申請書等の様式、滞行者名簿、立入権の行使、近隣住民への周知等について、内容や方法を定めたものになります。なお、本条例と手数料を定めた条例及び規則の施行期日は、1月29日を予定しております。

4ページ目からは、ガイドラインの説明となります。ガイドラインには、事業を円滑に進めるため、行政指導の指針及び審査基準並びに事務手続について規定しております。詳細な説明は割愛させていただきますが、認定前の近隣住民への周知、滞行者の使用開始と使用終了時における本人確認と、滞行者の滞在期間中の使用状況確認について、続く5ページに苦情等への対応及び廃棄物の処理方法、火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法、施設を事業に使用するための権利を有すること、消防省令で義務づけられている設備等が設置されていることについて、区が認定事業者に対し、指導を行うことの概略を示しております。

旅館業法の適用を除外するという規制の特例措置を行うに当たって、過度にルールを設けることは避けなければなりません。今、御説明したこれらの条例、規則、ガイドラインは、滞行者及び近隣住民の安全安心を確保し、円滑に事業の運営をするために必要な事項を定めたものでございます。

また、今後、安全・安心で質の高いサービスを提供する民泊が全国に展開される際のリーディングケースになるものと自負しております。これら条例、規則、ガイドラインに基づき、今月29日から事業者の申請受け付けを行ってまいります。

続きまして、大田区における民泊を活用したモデル事業、訪日外国人誘客・受け入れ施策、特区における民泊に伴う環境整備について、御説明させていただきます。6ページ、7ページになります。

事業者の方が安全で、清潔で、快適な滞在施設を経営するためには、設備の保全、予約の受け付け、鍵の受け渡し、苦情相談窓口の設置、緊急時の対応等、準備・対応しなければならないことがたくさんあります。特に、個人で事業を行う方にとっては負担も少なくないと考えられます。このような施設を提供する事業者と、さまざまな分野でノウハウを持ち、事業者をサポートするコーディネーターが連携してこそ、質の高いサービスが提供され、そこから新たなビジネス・雇用が創出されます。

また、既存のホテル・旅館を経営する方々が、長年培ってこられたノウハウも生かすことができるはずでございます。ホテル・旅館業と不動産業の相互補完・連携も、これからの鍵になると考えております。

さらに、爆買いという言葉に象徴されるように、日本製の質の高い製品は、訪日客の垂涎の的であります。民泊の施設を、日本のさまざまなメーカーのすぐれた製品を使用・体験できるモニタールームとして利用することもおもしろいのではないのでしょうか。

この民泊が実現することによって、このようなモデルとなる事業が生まれ、新たなビジネスの創出、地域経済の活性化に結びつくと確信しております。

8 ページに移りまして、現在、大田区で取り組んでおります訪日外国人の誘客・受け入れ施策について、大きく4点にまとめてあります。

1 点目は、公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備でございます。昨年12月1日から、蒲田駅、大森駅、京急蒲田駅の区内主要駅を初め、区役所本庁舎、大田区観光情報センターなどの主要施設15カ所で無料Wi-Fiを御利用いただけるようにいたしました。

2 点目は、大田区公式観光サイトの開設でございます。こちらと同じく昨年12月1日から多言語版のホームページを立ち上げました。訪日前に、また訪日された外国の方に大田区の観光情報を知ってもらうため、6カ国語、日・英・韓・タイ・中（繁体字・簡体字）の対応としております。

3 点目は、昨年12月11日に京急蒲田駅直結で沿線最大級となります大田区観光情報センターをオープンしました。多言語対応によります区内・近隣観光地のきめ細かい観光案内のほか、茶道や着つけ等、日本の伝統文化の体験などもできます。

4 点目は、「HANEDA⇄OTA エンジョイプログラム」の実施についてです。文字どおり羽田空港を利用する方々に大田区を楽しんでもらうために、地域や観光関係の事業者等と一体となって、羽田空港の近接性を最大限生かしたプログラムを作成いたします。例えば、大田区は銭湯の数が都内一で、特に黒湯が有名です。また、蒲田は羽根つきギョーザの発祥の地とも言われております。羽田空港を起点として、2時間から3時間のような短い時間でも楽しんでいただけるプログラムを御用意いたします。

ただいま御説明しました4つの施策につきましては、9 ページから15ページにそれぞれ資料をつけてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

特区における民泊の推進により、世界の28の都市とつながる羽田空港のお膝元の自治体としてのポテンシャルを最大限に引き出し、地域経済、ひいては日本の経済成長につなが

ることを大いに期待しております。大田区の取り組みが全国のリーディングケースとなりますように、今後も内閣府、東京都、地域、事業者を始め関係機関と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○藤原次長 区長、ありがとうございました。特区におけます民泊事業並びに関連の事業につきまして、御丁寧な御説明を頂戴いたしました。

この中にございました規則・ガイドラインも含めて意見交換をさせていただくことにいたしますが、本日御出席の国家戦略特区ワーキンググループの八田座長、原委員より、資料3ということでペーパーも頂戴しておりますので、そちらも含めて、まずは八田座長より御意見をいただきたく思います。

○八田委員 ありがとうございます。

この特区民泊については、大田区の区長及び区議会の御努力によって、条例・規則・ガイドラインができただけではなくて、今、御説明になったように、Wi-Fiを初めとした、これをサポートする環境までおつくりになりました。このことに、敬意を表したいと思います。

分譲マンションの管理規約と特区民泊について、報道では、政府内での検討段階の調整状況について、いろいろ報じられております。不正確な報道による混乱を防ぐために、原委員と私で現在の状況をまとめましたので、区域会議として、周知徹底していただければと思います。

まず、民泊は一般的な管理規約に抵触するという趣旨の報道が一部でなされていますけれども、政府がこうした内容の通達を発出した事実はありません。

2番目は、従来は、一月未満の借家契約（民泊）は旅館業法の規制対象として扱われておりましたが、特区では、一定の要件を満たす一月未満の借家契約が旅館業法の適用除外となったことです。これを特区民泊と呼んでいます。

3番目は、特区では、合法的に事業を行えるようになった特区民泊を、各分譲マンションの住民たちが棟内で禁止することができます。実際、管理規約を改正し、理事会承認があった場合を除いて第三者への借家契約を短期・長期いずれの場合にも、禁止する条項を加えたという事例が既にございます。これは、ここに紹介してありますけれども、規制改革会議で今月紹介された例ですが、有明の高級マンションでこういう改正を、この急場ではなくて前からやっておられるそうです。そして、有明地区のほかの高級マンションの中にも、かなりこういう改正をしようということを考えておられるところがあるそうです。

4番目に、第三者への借家契約は、そうやって禁止することはできるのですが、特区民泊は、先ほど区長から御説明があったように、近隣住民への周知、苦情相談窓口の設置、ごみ出し・騒音などに係る利用者への徹底を求めて、自治体が貸家事業者に対して個別に認定を行う制度であります。事業者の認定を取り消すこともできます。一部で先行している違法な民泊とは全く異なりまして、制度上、住民の平穏な生活を害することがないよう

に配慮されています。

各分譲マンションにおいて、管理規約改正等を検討される際には、こうした制度内容も踏まえて検討されることを推奨したいと思っております。

これが現在のところの事実関係でございますので、周知していただければ、事業者の方も住民の方も安心されるのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○藤原次長 八田先生、ありがとうございました。

補足も含めて、原委員、いかがでしょうか。

○原委員 今、ほぼ八田座長がおっしゃられたとおりですが、若干の補足をさせていただきますと、まず、報道されていますように、一般的な管理規約に抵触するという議論が、なぜそう言っているかというところ、この紙にも書いてありますが、標準的な管理規約では、専ら住宅として使用しなければいけないという条項が入っています。専ら住宅と書いてあるのだから、民泊はだめなのではないかという捉え方があるわけでありまして。

ただ、これは私たち、少し筋の違うことだと思っております。なぜかといいますと、これもこの紙の2つ目のところで書いてありますように、旅館と不動産、住宅との線引きというのが、従来の制度の枠組みですと、1カ月以上なのかどうかというところで線引きがなされていたということでもあります。1カ月未満であれば旅館であり、1カ月以上の契約であれば不動産の取引という線引きだったわけでありまして、特区に関しては、ここに特例を設けて、7日から10日以上不動産契約について、旅館ではない、旅館業法の適用除外とする、不動産の賃貸契約とするという整理をしたわけでありまして、行政がこれをまた住宅であると整理するのは筋違いなことであるというのが1点目。

もう一つ、加えて申し上げれば、専ら住宅というのを非常に厳密に解して、少しでも住宅ではない要素が含まれているとだめなのだとすることにしますと、これは何が起きるかというところ、現実に多くの分譲マンションで法人の登記をしたり、事務所の兼用をしたりということは社会的に一般になされている、認められているわけでありましてけれども、こういったものもだめになりかねないということでもありますので、これはむしろ社会的に広まっている管理規約の理解と異なるのではないかということかと思っております。

先ほど八田座長が言われました有明のマンションの管理組合でも、まさにそういった点を考慮して、この専ら住宅というところがあるから民泊はだめだという整理をするのではなく、規約の改正をするという整理をされたということだと理解をしております。

そういったことですので、この紙のとおり、ぜひこういったことで早急に周知徹底をお願いできたらと思います。

加えて申し上げれば、もし可能であれば、禁止をする場合にはこういった規約の改正があり得るのではないかとといったようなモデル的なところまで示せるとより望ましいかと思っておりますが、いずれにしても、誤解が生じないように早急な周知徹底をお願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

今のお話を受けまして、東京都、大田区、特に御意見ございますでしょうか。

副知事、お願いします。

○前田副知事 まず、大田区から説明いただきました規則等の部分ですけれども、区長から、滞在者、近隣住民の安全・安心の確保のもとに円滑に事業を運営するとの御説明がございました。お配りいただきました資料2-3の最後のページを見ますと、別紙5となっておりますが、今後、生活衛生課というか、保健所における運用が極めて重要になると考えます。その際、全国初めての事例ということで、難しい課題も発生するかもしれませんが、東京都といたしましてもしっかりとサポートしたいと考えております。重ねて有識者の先生方、内閣府におかれましても、御協力方よろしくお願い申し上げます。

また、大田区の訪日外国人誘客・受入施策についても御説明をいただきました。さまざまな環境整備に取り組まれていらっしゃいますが、東京都としても可能な限りしっかり支援をしていきたいと思っております。また、大田区役所から御要望があれば、相談いただければと思っております。

○松原区長 ありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

先ほどの資料3につきましては、さらに平易に申し上げると、このように管理規約を改正して禁止をしたケースがあるということは、逆に言えば、今の管理規約一般は、民泊を禁じていないのではないかという御主張と理解してよろしいのでしょうか。その点につきましても、何かございますか。よろしいですか。

では、八田先生、どうぞ。

○八田委員 今の原委員がおっしゃったことを多少補足したいと思います。一番はっきりしているのは貸し別荘です。貸し別荘は、いつもそこに住んでいるわけではないかもしれないけれども、ちゃんと賃貸住宅として認められています。すなわち、専ら住宅であると明確に認められています。一月以上だと合法なのです。しかし、一月未満だと非合法になってしまう。だから、やはり今の合法・非合法の基準というのは契約期間の長さによるものですね。貸別荘の場合にも、住民が望まないなら規約を改正して拒否することができるわけです。特区民泊も全く同様です。

元来は、旅館とかホテルというのは、食事を提供したり、ベッドメイキングを提供したり、そういう付加的サービスを賃貸住宅に追加して提供する事案です。それをしない場合には、基本的には専らの住宅であるということです。そして、それを同じ棟内で望むか望まないかは住民が決めればよい、そういうことではないかと思えます。

○藤原次長 よろしいでしょうか。何かございますか。

それでは、議題(1)でございますが、まず規則、それからガイドラインにつきましては、区域会議の今日の分科会で了解をさせていただいたということで、大田区におかれましては、速やかに事業開始手続に入っていただきたいと思っております。

また、区域会議も近々に予定されておりますので、その場で大田区のほうからも進捗状況等につきまして、御紹介をいただければと思っております。

それから、資料3、ただいま御提案いただきました八田座長、原委員の問題意識につきましては、内容をきちんと踏まえさせていただいた上で、行政としてもこうした管理規約の改正に関する前例・事例などの周知に努めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、次の議題（2）に移らせていただきます。その他ということで、羽田空港跡地におけます都市計画などがございます。こちらの都市計画につきましては、昨年9月の都市再生分科会で素案の決定をさせていただきましたが、次回の区域会議に向けた手続を進めさせていただいているところでございます。

本日は、経過報告を含め、まずは松原区長から御説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○松原区長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

1ページと2ページでございますが、羽田空港跡地第1ゾーンの整備につきましては、昨年9月29日に開催されました本分科会において、大田区の地域経済の活性化はもちろん、日本経済の国際競争力の強化の実現に向け、2020年に世界と地域をつなぐ新産業創造・発信拠点を形成する計画を御説明申し上げ、委員の皆様から前向きな御意見をいただいたところでございます。ちょうど今週の28日に大田区都市計画審議会において御審議いただく予定となっております。本日は前回の分科会から本日に至るまでの経過の御報告と今後の予定を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、「国家戦略特区を活用した羽田空港跡地第1ゾーンの整備について」と題しました資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

この羽田空港跡地第1ゾーンの整備の基本理念としては、国際競争力の強化と地方創生に寄与するものでございまして、まさにこの国家戦略特区の趣旨にかなうものであると考えております。

大田区では、昨年7月に羽田空港跡地第1ゾーン整備方針を策定し、先端産業分野の企業のビジネスマッチングによるイノベーションの実現や、全国の魅力ある産品などのクールジャパンを訪日外国人に発信する取り組みについて、重点プロジェクトに位置づけ、取り組みを進めております。

資料右下のスケジュールでございますが、今年度中の都市計画決定、そして、来年度中の事業認可を経て、2020年に概成を目指しております。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、新産業創造・発信拠点の一つの核となります産業交流施設について御説明いたします。

国内外から企業・人材・情報を呼び込み、投資や技術革新を誘導することを目的としており、大田区のものづくりなどの中小企業の集積や空港に近接する立地を生かして、「集まる」「交わる」「創る」をキーワードにビジネスがしやすい環境の整備、イノベーションを

創出し、日本経済の国際競争力の強化に寄与するものでございます。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思います。もう一つの核となりますのが、羽田空港至近の地でJAPANブランドのショールームを形成し、地方創生に寄与するおもてなしエントランスでございます。食や物産などのJAPANブランドの発信、ファッションやアニメなどのクールジャパンの発信、そして、観光情報の集積を通じて地方誘客を促進することで大田区のみならず、国内各地の地方創生の拠点とするものでございます。

続いて、5ページをごらんいただきたいと思います。これまでの経過と今後の予定などを紹介させていただきます。

昨年9月末の本分科会以降、11月に都市計画素案の地元説明会を開催し、その後、都市計画案の公告・縦覧を実施いたしました。特に都市計画に関する御意見はございませんでした。

今後の予定でございますが、今週28日の大田区都市計画審議会で審議・答申が行われる予定となっております。

新産業創造・発信拠点の形成に向けて、土地区画整理事業により道路、公園など基盤施設の整備をスピーディーに進めるため、都市計画法の特例を活用し、2020年の概成を目指していきたいと思っておりますので、引き続き委員及び内閣府、東京都と皆様の御協力をお願いいたします。

御説明は以上でございます。

○藤原次長 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御意見ございますでしょうか。

前田副知事、いかがでしょうか。

○前田副知事 羽田空港につきまして、その重要性は私が今さら申し上げることもございませんが、多摩川を挟んで対岸の川崎の地区につきましても国家戦略特区に指定されておりまして、今後、架橋計画があることを考えれば、その重要性は今後ともますます増していくと思えます。

そうした意味で、大田区によります今回の羽田空港跡地第1ゾーンにおける「新産業創造・発信拠点」の形成につきましては、日本の国際競争力の強化、また地方創生への貢献につながる重要なプロジェクトと考えております。

こうした観点から、東京都といたしましても、昨年11月に私を筆頭に関係部局が横断的に参加いたしました大田区支援チームを設置いたしまして、既に意見交換を進めております。今回の特区の都市計画法の特例を契機に、今後、事業が進んでいくこととなります。事業の中身についてはさらに検討を加え、効果が高く、持続性の高い事業に仕上げていくことが重要と考えておりまして、東京都といたしましても、しっかりとサポートしていく所存であります。

有識者の先生方、内閣府におかれましても、この取り組みに対する御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

有識者の方々、いかがでしょうか。八田先生、いかがでしょうか。

○八田委員 羽田空港というのは日本の玄関口ですから、ここで特区での都市計画の手法を活用して、非常に新しい試みをたくさんおつくりになるというのは、素晴らしいことだと思います。ここがパイオニアですから、ここがうまくいけば、日本のほかの国際空港を抱えているところも利用できると思います。これがうまくいくことを祈っております。

○藤原次長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

こちらにつきましては、間もなく都市計画審議会が予定されているということでございますけれども、政府としましても、できるだけ早く区域会議を開催させていただきまして、正式な区域計画の策定をさせていただき、また、諮問会議を経た上で認定の方向にできるだけ早く持っていくということで作業を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上で本日いただきました議題は全て終了させていただきましたが、何か最後に補足等々ございますでしょうか。

室長、よろしいですか。

○佐々木室長 本当にここまでいろいろ準備していただきまして、区長並びに議会の方には本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第8回「東京都都市再生分科会」を終了させていただきます。次回日程その他につきましては、事務局より後日御連絡を申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。